

【公開版】

コメント管理表（濃縮個別グループ③ 濃縮共通）

これまでのヒアリングでの指摘事項及び指摘への対応方針について、補足説明資料ごとにコメント管理表にまとめ、対応に漏れがないことを管理する。今回提出するコメント管理表は以下のとおり。

番号	コメント管理表名	今回の提出対象
濃縮個別30	加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別31	核燃料物質の臨界防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別32	放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別33	加工施設の耐震性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別34	強度に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35	加工施設の自然現象等による損傷の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35-1	竜巻防護扉又は竜巻防護板による設計飛来物の進入防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別35-2	竜巻事象に関するその他の考慮に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別36	加工施設の閉じ込めの機能に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別37	加工施設の火災防護に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別38	加工施設内における溢水による損傷の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別39	放射線管理施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別40	安全機能を有する施設が使用される条件の下における健全性に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別41	加工施設への人の不法な侵入等の防止に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別42	加工施設の内部飛散物による損傷防護に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別43	通信連絡設備に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別44	警報設備等に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別45	核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別46	放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料に係るコメント管理表	○
濃縮個別47	設工認対象機器の技術基準適合に係る整理表に係るコメント管理表	
濃縮個別48	技術基準規則各条文と関連書類との整理に係るコメント管理表	
濃縮個別49	基本設計方針に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別50	工事の方法に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別51	準拠規格及び基準に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別52	仕様表に係る補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別53	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補足説明資料に係るコメント管理表	
濃縮個別54	廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料に係るコメント管理表	

濃縮個別30 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料

凡例

- : 対応中
- : 今回の提出資料にて対応
- : 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年9月9日	〈資料2 審査会合資料、濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・網羅性の確認は全社共通の方針（新たに追加となっている別紙を含め）を踏まえたものとする。その中で申請様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか検討し、示さなければ追加の確認方法を提示すること。	・全社共通06、09（別紙含む）に基づき、基本設計方針の要求事項を踏まえた網羅性の整理内容を説明する。なお、様式の異なる第1回～第3回の網羅性を示せるか整理し、説明する。	2021. 9. 14 2021. 9. 30	資料2 ・設工認第5回申請及び廃品シリンダに係る設工認の変更申請について 濃縮個別30 ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・濃縮個別30は施設全体の説明資料と考えるが、この中に廃品シリンダの取り扱い等の細かい説明が記載されている。どこに書くべきかも含め構成を再検討すること。	・濃縮個別30の構成を見直す。廃品シリンダについては、濃縮個別54を新たに作成し、取り扱いの詳細を記載する。	2021. 10. 7	濃縮個別30 ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1 濃縮個別54 ・廃品シリンダ等の取り扱いに係る補足説明資料 R0	—
3	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・今回、設備リストの機器の一部を細分化しているが、それが全社共通の考えに沿ったものなのか。整理して修正すること。	・設備リストの項目について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 11. 4	濃縮個別30 ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R3	—
4	濃縮共通	2021年9月9日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・シリンダの本数について、一式としているが、「一」とするのが正しいのではないか。全社でも同様に本数を記載しない設備があると思うので統一を図ること。	・シリンダ本数について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 9. 30	濃縮個別30 ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の設備リストにおいて、区画、堰が機器として抽出されているが、全社と同様の整理となっているか確認し説明すること。	・区画、堰の設備リスト上の記載について、全社との横並びを踏まえて再整理する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
6	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の別紙2の例示として、臨界ではなく火災を示すこと（第5回申請での申請対象設備があるため）。	・別紙2の例示として示す条文を火災に変更する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年9月30日	〈濃縮個別30 施設全体の関係性、網羅性〉 ・添付1の2.1設工認申請対象設備の網羅性についても、2.2のように例を示すこと。	・資料に例示を追加する。	2021. 10. 14	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年10月14日	〈濃縮個別30 網羅性〉 ・遠隔消火設備、HFセンサ等の今回申請する設備であって、2B、2C遠心機更新の申請でも別途申請する設備について、申請事項を整理し、網羅性の資料に反映すること。	・別途申請する設備について整理した内容を追記する。	2021. 11. 4	濃縮個別30 ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R3	—

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
9	濃縮共通	2021年11月4日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハロンポンベ等について、発電炉、全社を踏まえてどのような考えで記載することにしたかを追記すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P5に、細分化して記載する際の考え方を追加する。 	2021.11.26	<p>濃縮個別30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 	—
10	濃縮共通	2021年11月4日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、改造、既設等の記載について、定義、他資料との整合性がわからない。考え方を説明すること。また、付着ウラン回収設備等の設備の記載方法についても検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P8に、新設、改造、既設等の区分の考え方を追加する。またP9～P31のリスト中の変更区分、付着ウラン回収設備の記載方法を修正する。 	2021.11.26	<p>濃縮個別30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 	—
11	濃縮共通	2021年11月4日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回申請時のように、「改造」の実施内容をブレイクダウンした資料を付けることができないか検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P32、P33に「改造」の実施内容を具体化した資料を追加する。 	2021.11.26	<p>濃縮個別30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 	—
12	濃縮共通	2021年11月4日	<p>〈濃縮個別30 網羅性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考欄の『同上』の記載、表紙の変更内容の記載等、修正が必要な箇所がいくつか見られるので、全体を確認のうえ修正すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P9～P31のリストの記載を確認し、備考欄等の記載を適切に修正する。 	2021.11.26	<p>濃縮個別30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 	—
13	濃縮共通	2021年11月11日	<p>〈濃縮個別33 耐震〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P9のNo.139カバー、シートについて、耐震設計が異なるためリスト上で書き分けるべきではないか。設備リスト上の表記方法を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、P9等のカバー、シートの記載を見直し、それぞれ個別の設備としてリストに記載することとする。 <p>（耐震性に係る補足説明資料の修正については、当該資料の説明の際に示す）</p>	2021.11.26 2021.12.2	<p>濃縮個別30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設工認申請全体の関係性、網羅性に係る補足説明資料 R4 <p>濃縮個別33</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工施設の耐震性に係る補足説明資料 R3 	—

濃縮個別43 通信連絡設備に係る補足説明資料

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・設置場所等、設工認で記載すべき事項を記載すること。	・P18以降の説明において、設置場所等の記載を拡充する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	—
2	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別43 通信連絡〉 ・P19で「資機材」という表現がなされているが、そのような表現が適切か再度検討すること。	・通信連絡設備という設備であるため、P20等の記載から当該表現を削除する。	2021.11.26	濃縮個別43 ・通信連絡設備に係る補足説明資料 R2	—

濃縮個別45 核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021年10月14日	<p>〈濃縮個別45 貯蔵施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送台車が二号の適合対象となっているが、既認可を踏まえ記載を整理すること。二号の適合対象とする場合は、既認可には記載がないので、必要な適合の説明を記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既認可に合わせて搬送台車は一号のみの対象とする。 	2021. 11. 4	<p>濃縮個別45 核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料 R1</p>	—
2	濃縮共通	2021年11月4日	<p>〈濃縮個別45 貯蔵施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の保持機能のメカニズムを明確化するとともに、地震時においても保持機能が維持できることが分かるように記載を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の保持機能の構造を明確化するとともに、耐震性に係る説明を別紙1（P18～25）として追加する。 	2021. 11. 26	<p>濃縮個別45 ・核燃料物質の貯蔵施設に係る補足説明資料 R2</p>	—

濃縮個別46 放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料

凡例 : 対応中
: 今回の提出資料にて対応
: 当社として既に回答済（反映済）又は他のコメントに包含されると考えるもの

No.	項目	コメント日	コメント内容	対応方針	回答日	回答資料	関連コメント
1	濃縮共通	2021.10.14	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・液体廃棄物の廃棄設備の処理能力について、系統としてどのような設計としているのか再度検討すること。	・機器と配管を合わせて系統として処理能力を確保することがわかるように配管についても一号の要求に対する対象設備とする。	2021.11.4	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
2	濃縮共通	2021.10.14	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・液体廃棄物の破棄設備の逆流防止（区別設置）について、系統としてどのような設計としているのか再度検討すること。	・機器と配管を合わせて系統として逆流防止（区別設置）の設計とすることがわかるように機器についても二号の要求に対する対象設備とする。	2021.11.4	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
3	濃縮共通	2021.10.14	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・保管廃棄区画について、既認可では規則要求がないので説明されなかった部分もある。今回は明確化ということでこれまでの申請経緯を踏まえてどうするのかWかる資料を追加すること。	・既認可での示し方及び過去の使用前検査での検査項目を踏まえた今回申請の展開を説明する資料を追加する。	2021.11.4	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
4	濃縮共通	2021.10.14	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・付着ウラン回収設備の撤去がなぜ今回申請されることになるのかわかる説明を追加すること。	・付着ウラン回収設備の説明及びRE-1廃棄物化の申請に係る設備の撤去が必要であることを追加で説明する。	2021.11.4	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
5	濃縮共通	2021.10.14	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P16の図において、注記などにより見えなくなっている部分があるようにすること。	・必要な情報が隠れないように注記を移動する。	2021.11.4	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R1	—
6	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P3の「」内の記載が、事業変更許可申請書の用語であるように読み取れるため、適切な表現に見直すこと。	・「」書きでの表現を削除する（P4（2.4項））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
7	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P4の2.4で「事業許可基準規則の要求事項」としているが、適切な表現に見直すこと。	・事業変更許可申請書における設計内容の明確化であることがわかる記載とする（P4（2.4項））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
8	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・P15の（注2）の別紙の呼び込みは、説明書内で整合を図ること。	・「申請実績及び今回の申請における考え方」で記載を統一する（P15（注2））。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
9	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・Cウラン貯蔵室の保管廃棄区画において、既認可にて仕様表対象としていること及びエリア設定を解除するにあたり廃棄物が移動済であることを明確にすること。	・過去の経緯、現在の状況も踏まえ、記載を追加し明確にする（P27⑤）。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—
10	濃縮共通	2021年11月4日	〈濃縮個別46 廃棄施設〉 ・廃棄物の保管量について、パレットを踏まえた面積に見直すこと。また、仕様表においても、その旨がわかるようにすること。	・パレットの形状・配置を踏まえた面積に修正するとともに、仕様表においてもその旨がわかるように注記を追加する（P22～41）。	2021.11.26	濃縮個別46 ・放射性廃棄物の廃棄施設に係る補足説明資料 R2	—